

いちのみや市 100 周年ロゴマーク図案選考要領

1 目的

一宮市制施行 100 周年ロゴマーク図案募集要項に基づき応募された作品の中から、最優秀作品を選考するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

2 選考方法

(1) 事前準備

事務局で応募作品を精査し、規格外作品は審査の対象から除外する。

(2) 審査

ア 専門委員会審査

(ア) 1次審査

- ・各委員は、選考基準に基づき、応募作品を審査し、対象作品の中から 30 作品程度を選出します。

(イ) 2次審査 (30 作品 → 15 作品)

- ・委員は、各自が最終的に選出した 3 作品に順位を付し、第 1 位に 5 点、第 2 位に 3 点、第 3 位に 1 点の順位点を付与します。
- ・各委員の順位点を合計し、順位点の高いものから、15 作品に絞ります。ただし、同順位の商品が複数ある場合は、第 1 位の票数を多く獲得している順に選考します。

(ウ) 最終審査

- ・委員は、意見交換を踏まえ、準備委員会審査に残したい上位 10 作品を選出します。

イ 準備委員会審査

- ・10 作品から一般審査の対象とする作品を 4 点選考します。

ウ 一般審査 (市民投票・小中学校投票)

- ・候補作品の中から気に入った図案を一つ選んで投票

エ 最終審査

- ・一般審査の投票結果を踏まえ、候補作品の中から最優秀作品を決定します。

3 審査基準

- ・各委員が、以下の点を踏まえて総合的に審査します。

観 点	基 準
テ ー マ 性	「いちのみや市」100 周年記念事業 基本方針の基本理念・テーマを理解し、制作されたものであるか。
シンボル性	「いちのみや市 100 周年」が明確にイメージできるか。
デザイン性	・親しみやすいデザインとなっているか。 ・インパクトのあるデザインとなっているか。 ・キャッチフレーズと組み合わせて使用し、相乗効果があるか。

4 選考にあたって

- (1) 公正な審査を行うため、選考は応募者の氏名等を伏せて行うものとする。
また、各委員の審査内容を公表しない。
- (2) 一般投票の対象作品は、他の類似コンクールの入賞作品と同一作品でない、もしくは明らかな酷似が見受けられる作品でないかを弁理士により調査し、同一または酷似作品であれば対象外とする。